**平成２５年（フ）第１３６８号**
愛知県豊明市前後町大代1605番地45
破産者　内山　美香
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１６５４号**
愛知県岡崎市大西２丁目12番地13　シャトー三栄101
破産者　藤澤　秀剛
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５３３６号**
大阪市東淀川区大道南３丁目12番６号ハイツカーム101、開始決定時大阪府寝屋川市高宮１丁目４番10号
破産者　田中　博之
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１４９５号**
大阪市淀川区十八条２丁目13番28号
破産者　千原豊こと　千　　豊
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８４８号**
大阪府東大阪市菱屋東３丁目12番17号　善村幸子方、開始決定時大阪府東大阪市菱屋西６丁目１番43号
破産者　宇土　義浩
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２３０１号**
大阪市港区弁天５丁目９番20号　リバーサイドニシモト401号
破産者　田淵なぎさ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３０８４号**
大阪府守口市南寺方北通１丁目13番８号、開始決定時大阪市旭区太子橋３丁目２番６―306号
破産者　大野　正平
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３７４号**
兵庫県加東市山国1947―21、住民票上の住所大阪府茨木市美沢町20番14―103号
破産者　節原　賢二
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７３９号**
大阪市住之江区浜口西２丁目11―18　ニコーハイツ住吉207号、住民票上の住所大阪市住之江区南港中４丁目７番21―718号
破産者　日髙　恒仁
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３９５６号**
大阪市中央区南船場１丁目１番７号　パシフィック南船場401、前住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番５―517号
破産者　中尾　謙之
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３１９号**
大阪府豊中市浜１丁目23番19号
破産者　向井　公明
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４２５号**
大阪市東住吉区桑津２丁目６番４号
破産者　玉元　昌樹
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４４０号**
神戸市中央区生田町１―２―４―108号、住民票上の住所大阪市淀川区新北野２丁目４番23―104号
破産者　向井　昌文
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４４９号**
大阪市浪速区久保吉１丁目６番２―405号
破産者　八宝金属こと岩村尚一こと　許　　尚一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４５４１号**
大阪市中央区島之内１丁目５番17―203号
破産者　福田　弘暢
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４６１３号**
大阪市中央区玉造１丁目４番14―1003号
破産者　矢田　晴彦
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４６６１号**
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1106号、前住所大阪市城東区成育３丁目13番22号
破産者　山本　　一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４９１０号**
大阪市都島区友渕町１丁目５番３―1111号
破産者　穂崎　順治
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部